

～学校給食費 公会計化への移行について～

1 流山市の学校給食（現状）



小学校 16校
中学校 9校
調理場 19

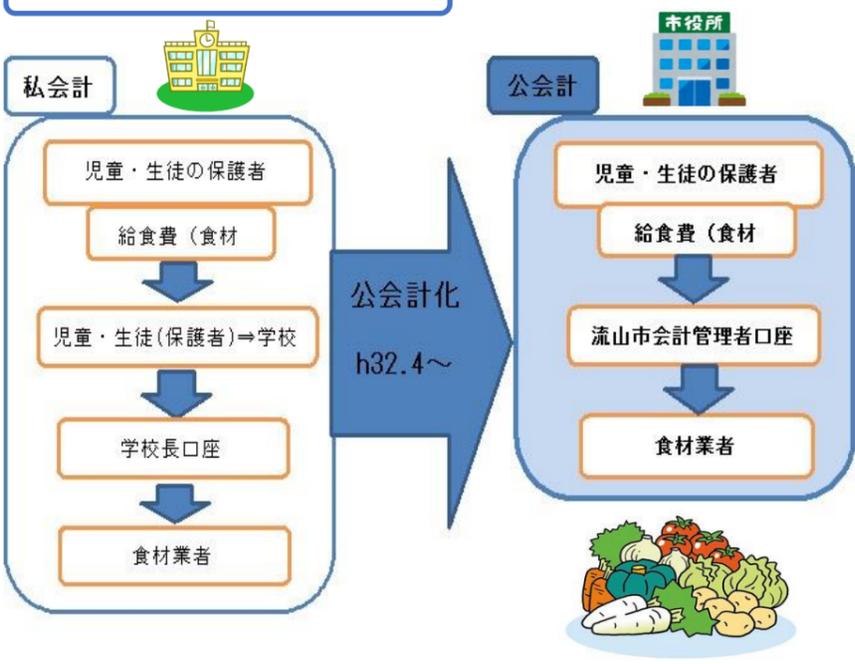
学校給食法11条

「学校給食に必要な施設や設備に要する経費は学校設置者である市が負担し、それ以外の経費は保護者負担とする」

給食費

年間 183回
小学校 月額4,300円 単価258.47円
中学校 月額5,100円 単価306.56円

3 学校給食費会計の流れ

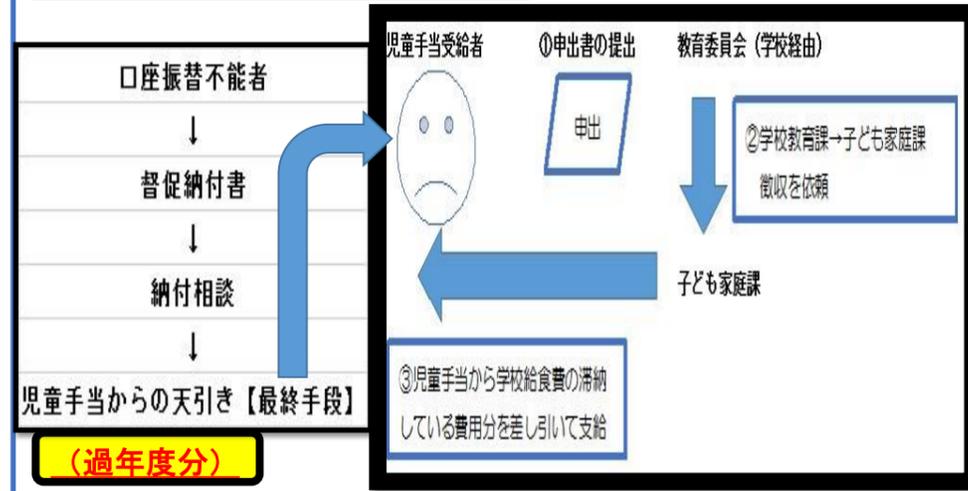


5 公会計化の時期

平成32年4月から



6 未納者への対応について



2 公会計化導入の目的



保護者の利便性向上

複数の金融機関から希望の振替口座を選択できる。

学校現場の負担軽減

市で一括で管理し、業務の効率化を図る。

給食費負担の公平性確保

安定した給食の実施のための給付制度の確立。

4 公会計化に伴う手続きについて



①（仮称）学校給食申込書
給食を食べる児童生徒の皆さんの御提出が必要となります。

②（仮称）口座振替依頼書
引き落としを希望する金融機関へ御提出が必要となります。

※上記①、②書類は、夏休み前（7月上旬）の配付を予定しています。詳しくは別途、学校からお知らせいたします。

7 スケジュール（概要）



平成31年3月 学校給食公会計規則公布
平成31年6月 市→学校 【説明】
平成31年7月 市→保護者

- ①（仮称）学校給食申込書
- ②（仮称）口座振替依頼書

【提出（手続き先）】

- ①保護者→学校 期限：9月中旬までに。
 - ②保護者→金融機関 期限：同上。
- 平成32年4月 公会計制度開始

【広報（案内方法）】

- 広報ながれやま（平成31年7月1日号（予定））
- 市ホームページ